

悪質商法の被害にあわないための5か条

- 1 訪問(電話)の目的を確認し、いらないものは「いりません!」とはっきり断りましょう。
- 2 うますぎるもうけ話や勧誘にはのらないこと!
- 3 自分にとって本当に必要な商品(サービス)をよく考えましょう。
- 4 契約する前に契約書や説明書をよく読みましょう。
- 5 一人で決めず、早めに周りの人に相談しましょう。

日ごろから心構えがあれば大丈夫!



悪質な業者は、さまざまな手口で近づいてきます。
5か条を頭において、被害にあわないようにしましょう。

絶対に
もうかりますよ

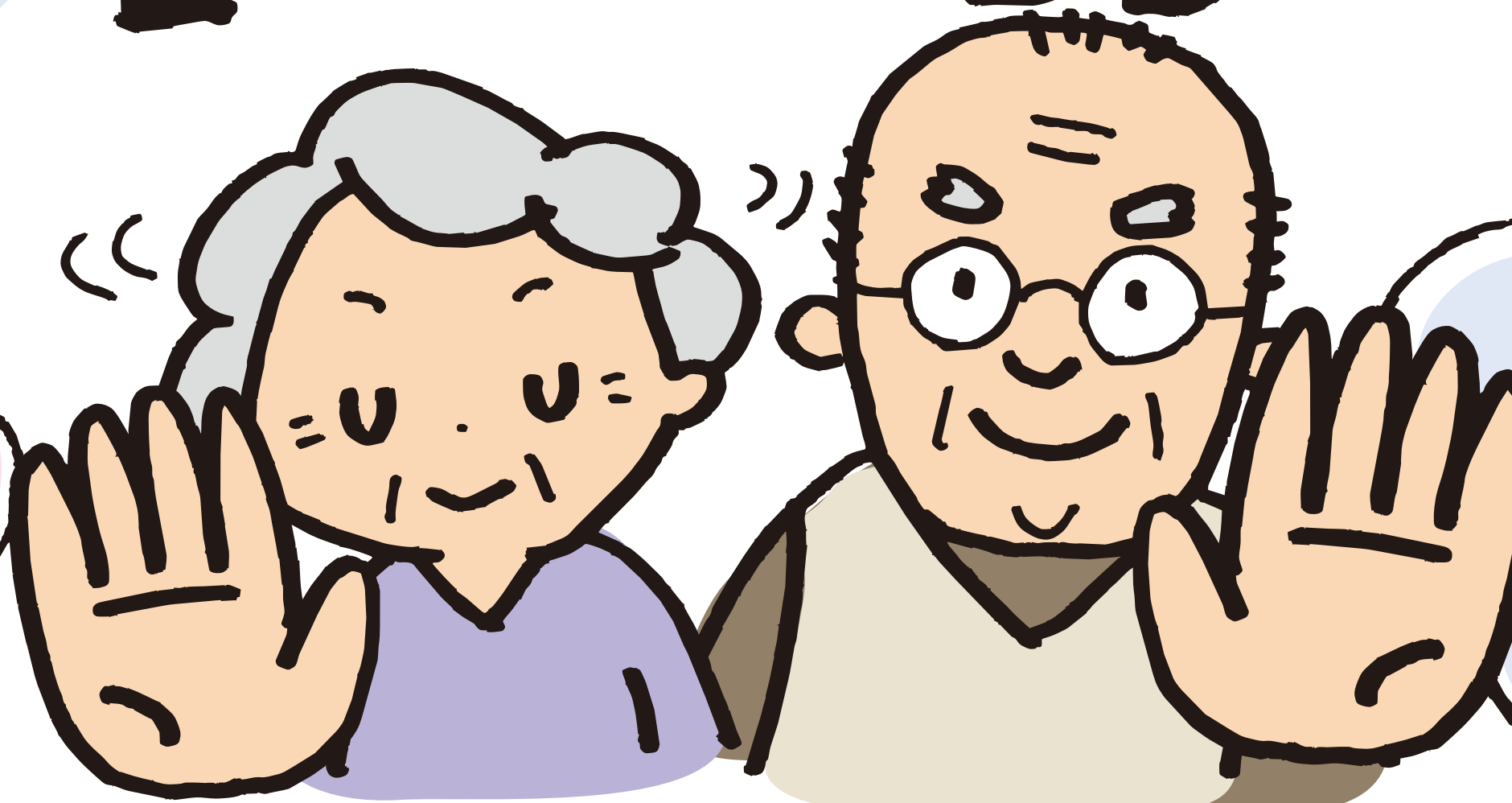


NO!!!

これを飾って
おけばいつまでも
健康です



このままでは
危険です



今日は特別
あなただけに



ご相談は 市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ